

宮造協会員の皆様へ

宮造協NEWS Vol. 8

発行元
(一社)宮城県造園建設業協会
TEL：022-265-5512
FAX：022-265-5589

今回は、技能検定試験・予備講習会、厚生労働省「ものづくりマイスター」制度などについてお知らせいたします。

お知らせ

◆令和2年度技能検定試験について

- 受検申請受付：10月5日（月）
～10月16日（金）
1・2級実技試験：12月7日（月）
～12月9日（水）
1・2級学科試験：2月14日（日）

◆技能検定予備講習会の開催について

技能検定試験実施に伴い、協会では予備講習会を下記のとおり実施いたします。講習会の案内文書・申込書は、各受検者へ宮城県職業能力開発協会から、10月下旬から11月上旬ごろ送付されます。

日 時：11月28日（土）
9：00～16：30

場 所：宮城県立高等技術専門学校

受 講 料：20,000円（1・2級）

申込期限：11月16日（月）

※受講料の支払期限も同様

◆東日本大震災支援に対する礼状の証明書の発行について

東日本大震災で協会が支援活動を行った実績は、宮城県建設工事総合評価落札方式の「東日本大震災での実績」において高く評価されているところですが、宮城県から受領した礼状に宛名が記載されていないため、裏付資料として認められないという事例がありました。そのため、宮城県に対しお願いしたところ、この礼状が協会あてに発行されていることの証明書をいただきました。

今後、入札等で証明書が必要な方は、コピーをお渡ししますので、協会事務局までご連絡ください。

お知らせ

◆厚生労働省「ものづくりマイスター」制度のご案内

ものづくりマイスター制度は、優れた技能と経験を持つものづくりマイスターが、中小企業や教育訓練機関の若年者に対して実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行うものです。また、小中学校等での講義や「ものづくり体験教室」等により、ものづくりの魅力を発信しています。ものづくりマイスターが若年者向けの技能・技術の講習会を開催すると経費の一部助成が受けることができ、分会等の活動に活用できますので是非ご登録ください。（但し、助成を受けるには、計画書の提出・審査等の手続きを経る必要があります。）

認定条件：以下の全てを満たすこと。

- ① 1級造園技能士の資格を有すること。
- ② 実務経験が15年以上あること。
- ③ 技能継承や後進者育成に関し、意欲を持って活動する意思・能力があること。

申請資格：以下の全てを満たすこと。

- ① 応募時に、第三者からものづくりマイスターにふさわしいとして推薦を受けられること。
- ② 認定を受けた場合、プロフィール・指導内容等の公表が可能であること。

申請方法：指定の申請用紙に必要事項を記入し、宮城県地域技能振興コーナーに提出下さい。

申請に関する書類は、宮城県技能振興コーナーのホームページからダウンロードすることができます。